

議案第 4 6 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 3 8 条第 4 項」を「第 2 2 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7)から(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7)から(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>